



各位

会 社 名 B A S E株式会社
代表者名 代表取締役社長 鶴岡 裕太
 (コード：4477 東証グロース)
問合せ先 取締役上級執行役員 C F O 原田 健
 (TEL. 03-6441-2075)

SBINM合同会社（以下「公開買付者」といいます。）が2026年8月31日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2026年10月21日をもって終了しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本公開買付けの結果により、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主、その他の関係会社又は親会社の異動は、いずれも生じないこととなりました。

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「ＢＡＳＥ株式会社（証券コード：４４７７）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計（９０，９４４ 株）が買付予定数の上限（２３，７９２，３００ 株）を超えなかったため、応募株券等の全部の買付け等を行う旨の報告を受けました。

2. 公開買付け後の方針及び今後の見通し等

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについて、当社が2026年8月28日付で公表した「SBI N M合同会社（SBIホールディングス株式会社の完全子会社）による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明及びSBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」（その後の変更を含みます。）に記載のとおり、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け成立後も、当社株式は東京証券取引所グロース市場において上場が維持される予定です。

なお、当社としては、2026年8月28日付でSBIホールディングス株式会社と締結した資本業務提携契約に基づく資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）の目的を達成するためには、同社の持分法適用会社となり、中長期的な協業を推進し、更なる成長戦略の実現を目指すことが最も適切であると考えておりましたが、本公開買付けの結果、同社の持分法適用関連会社となるには至りませんでした。本公開買付けの結果を踏まえ、SBIホールディングス株式会社との資本関係を含めた本資本業務提携の在り方について、SBIホールディングス株式会社と協議のうえ、今後検討する予定です。

本公開買付けが当社の業績に与える影響を含め、今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上

(添付資料)

2026 年 10 月 22 日付「B A S E株式会社（証券コード：4477）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2026 年 10 月 22 日

各 位

本店所在地 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
 会 社 名 S B I ホールディングス株式会社
 (コード番号 8473 東証プライム)
 代 表 者 代表取締役 会長 兼 社長 北 尾 吉 孝
 問い合わせ先 取 締 役 西 川 保 雄
 電 話 番 号 0 3 - 6 2 2 9 - 0 1 0 0 (代 表)

会 社 名 S B I N M 合 同 会 社
 代 表 者 代 表 社 員 SBIER株式会社
 職 務 執 行 者 西 川 保 雄

BASE 株式会社株式 (証券コード : 4477) に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

S B I ホールディングス株式会社 (以下「SBIHD」といいます。) の完全子会社である S B I E R 株式会社 (以下「SBIER」といいます。) がその持分の全てを所有し、代表社員を務める S B I N M 合同会社 (以下「公開買付者」といい、SBIHD と総称して「公開買付者ら」といいます。) は、2026 年 8 月 28 日、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) グロース市場に上場している BASE 株式会社 (以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) による公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) により取得することを決定し、2026 年 8 月 31 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2026 年 10 月 21 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

S B I N M 合同会社
 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

(2) 対象者の名称

BASE 株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
23,792,300 (株)	— (株)	23,792,300 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(対象者普通株式 23,792,300 株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 公開買付け期間の末日までに、対象者の新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの買付け等の対象となります。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2026年8月31日(月曜日)から2026年10月21日(水曜日)まで(34営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金340円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計(90,944株)が買付予定数の上限(23,792,300株)を超えなかったため、公開買付け開始公告(2026年9月8日付で提出した公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに2026年9月30日付及び2026年10月6日付の公開買付け条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。以下同じとします。)及び公開買付け届出書(2026年9月8日付、2026年9月30日付及び2026年10月6日付で提出した公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じとします。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2026年10月22日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	90,944株	90,944株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ()	一株	一株
株券等預託証券 ()	一株	一株
合計	90,944株	90,944株
(潜在株券等の数の合計)	(一株)	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合－%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合－%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	909 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.08%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合－%)
対象者の総株主の議決権の数	1,151,009 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が 2026 年 8 月 5 日付で公表した「第 14 期半期報告書」(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された 2026 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された、2026 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済普通株式総数 (117,931,657 株) に、対象者から報告を受けた同日現在現存する第 4 回新株予約権 130 個の目的となる対象者株式の数 (260,000 株)、第 5 回新株予約権 42 個の目的となる対象者株式の数 (84,000 株) 及び第 8 回新株予約権 34,600 個の目的となる対象者株式の数 (3,460,000 株) を加算した株式数 (121,735,657 株) から、対象者半期報告書に記載された 2026 年 6 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数 (2,774,285 株) を除いた株式数 (118,961,372 株) に係る議決権の数 (1,189,613 個) を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」は小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
株式会社 SBI 証券 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

② 決済の開始日
2026 年 10 月 28 日 (水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主 (以下「応募株主等」といいます。) (外国の居住者である株主 (法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。) 等の場合はその常任代理人) の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等 (外国人株主等の場合はその常任代理人) の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主等の場合はその常任代理人) の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、公開買付者が2026年8月28日に公表した「BASE株式会社株式（証券コード：4477）に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」に記載した内容から現時点で変更はありません。

(2) 今後の見通し

本公開買付けにより、公開買付者が保有する対象者株式数は買付予定数の上限である23,792,300株（所有割合（注）：20.00%）に達しなかったため、対象者を公開買付者らの持分法適用関連会社とするには至りませんでした。

2026年8月28日付でSBIHDが対象者との間で締結した資本業務提携契約の在り方については、対象者と協議のうえ、今後検討する予定です。

なお、本件によるSBIHD連結業績への影響は軽微であると考えておりますが、今後公表すべき事実が生じた場合には速やかに公表いたします。

（注）「所有割合」とは、対象者半期報告書に記載された、2026年6月30日現在の対象者の発行済普通株式総数（117,931,657株）に、対象者から報告を受けた同日現在現存する第4回新株予約権130個の目的となる対象者株式の数（260,000株）、第5回新株予約権42個の目的となる対象者株式の数（84,000株）及び第8回新株予約権34,600個の目的となる対象者株式の数（3,460,000株）を加算した株式数（121,735,657株）から、対象者半期報告書に記載された2026年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数（2,774,285株）を除いた株式数（118,961,372株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

SBI NM合同会社

（東京都港区六本木一丁目6番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以上